



草加市1か月児健康診査 費用助成のご案内

令和7年4月1日生まれ以降の方を対象に、
1か月児健康診査の費用助成を開始します。



助成対象者(次の要件をすべて満たす方)

1か月児健康診査の詳細
(契約医療機関等)
はこちら



- (1) 令和7年4月1日以降に出生した方
- (2) 1か月児健康診査の受診日当日に、草加市に住民登録のある方
- (3) **生後27日**を超え、**生後6週に達しない**間に1か月児健康診査を受診した方
(生後5週6日まで)



費用助成の受け方

令和7年4月～5月生まれの方(申請書兼請求書は赤ちゃん訪問で配布)

1か月児健康診査の診査票が届く前の受診となるので、受診時に健康診査費用をお支払いいただき、出生日から**6か月以内**に、償還払いの手続き(下記参照)をしてください。

令和7年6月生まれ以降の方

1か月児健康診査の診査票と申請書兼請求書は6月から順次郵送します。

- 契約医療機関で受診する場合は、受診時に診査票を提出してください。
窓口での費用負担はありません。
※契約医療機関については、裏面をご覧ください。
- 契約医療機関以外で受診する場合は、医療機関で健康診査費用を支払い、
出生日から**6か月以内**に、償還払いの手続きをしてください。
※診査票につきましては、記入していただける場合のみ、医療機関に提出してください。
なお、その際の文書料は助成対象外となりますのでご了承ください。



償還払い(契約医療機関外で健康診査を受けた方)

(1)～(4)をそろえて、出生日から**6か月以内**に、こども家庭課に提出してください
(郵送の場合は消印有効)

- (1) 母子健康手帳の「出生届出済証明(1ページ)」と「1か月児健康診査」のページのコピー
- (2) 草加市1か月児健康診査費用助成金申請書兼請求書
- (3) 医療機関が発行した領収書・明細書(原本)
- (4) 診査票の「こども家庭課控え」の用紙(*診査票に記入していただいた場合のみ)

上限金額は、**6,000円**

※支払った健康診査費用と6,000円とで、低い金額の方が助成額となります。

お問い合わせ先

草加市 こども家庭課 母子包括推進係
にんしん出産相談室ぽかぽか

- 所在地 草加市松原1丁目3番1号(子育て支援センター2階)
- 電話 048-953-9887
- 受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8時30分～17時





草加市1か月児健康診査契約医療機関

令和7年5月現在

医療機関名	所在地	電話番号
Moroマタニティスクエア	草加市中央1-6-3	048-920-6003
水上レディースクリニック	草加市新栄2-27-8	048-934-0303
越谷市立病院	越谷市東越谷10-32	048-965-2221
産婦人科菅原病院	越谷市越谷1-15-2	048-964-3321
高橋レディースクリニック	三郷市采女1-232	048-950-1200
永井マザーズホスピタル	三郷市上彦名607-1	048-959-1311

※上記医療機関以外で1か月児健康診査を受診された方は償還払い(表面参照)となります。



【お問い合わせ】

にんしん出産相談室 ぽかぽか こども家庭課母子包括推進係



〒340-0041

草加市松原1丁目3-1
(子育て支援センター2階)

電話 048-953-9887
(ぽかぽか専用)

利用時間 8時30分~17時(平日)

獨協大学前駅西口から 徒歩 約3分

※お車でのご来所の際、駐車台数に限りがありますので
駐車できない場合もあります。

